

後期高齢者医療制度

～高額介護合算療養費及び医療費通知～

自己負担を軽減する制度があります

◆高額介護合算療養費

高額介護合算療養費は、医療保険と介護サービスの両方を利用している世帯の方の自己負担を軽減するための制度です。

同じ世帯の被保険者が「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計の額が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が**高額介護合算療養費**として支給されます。

※後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が500円以下の場合は支給されません。

申請手続きが必要な方には、ご自宅へ申請書類を送付しますので、届きましたら役場福祉課または各支所で手続きをしてください。



◆自己負担限度額表 【自己負担額の計算期間：平成27年8月1日～平成28年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
1割	一般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

医療費通知を全受診者へ送付します

これまでは希望者にお送りしていましたが、平成28年9月送付分より全受診者（平成28年1月～6月に受診された方）にお送りします。なお、発行時期は従来の9月と翌年3月に変更ありません。

受診年月日	診療を受けた医療機関等	医療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H28年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H28年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合計				28,000	2,800

※確定申告（医療費控除）の際の添付資料としては使用できません。
※この通知は皆様の受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- インフルエンザ予防や健康診査など、皆様の健康保持・増進に役立つ情報が記載されています。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合
電話 011-290-5601

松前町役場 福祉課（医療担当）
電話 42-2275（内線253）